| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃 | 第七回 | 四百十八億千五百十七万円 | 四百十五億五千七十四万七千八百六十七円 |
| 〃 | 第九回 | 三百八十四億七千百三十八万円 | 三百八十二億二千八百二万四千八百三十九円 |
| 〃 | 第十一回 | 三百七十億六千五百四十一万円 | 三百六十八億三千百一万二千六百三円 |
| 合計 | | 千五百七十二億千七百三十八万円 | 千五百六十二億二千三百十万二千百七十円 |

**○財務省告示第二十七号**

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十二年一月二十五日

財務大臣　菅　直人

| 区分 | 額 |
|---|---|
| 物品等の調達契約 | 一千五百万円 |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 六億九千万円 |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 六千九百万円 |
| 特定役務のうち右記以外の調達契約 | 一千五百万円 |

**○農林水産省告示第二百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字大石八六の二五、大字本道寺八三九の一、八五二、朝倉市杷木松末字中村二一五七の二（次の図に示す部分に限る。）、杷木寒水字クリナラ四三八、字梅河内四六六、四六七、八女郡黒木町大字木屋字龍盤魚塚五九六二、字石轉五九八六の一、五九八六の二、五九八七、六〇三二、六〇四〇の一、六〇四四の一、六〇五〇の一、六〇五三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大石八六の二五、大字本道寺八三九の一、八五二、字中村二一五七の二、字クリナラ四三八・字梅河内四六六・四六七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字石轉六〇五〇の一、六〇五三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町石垣字山王西筋一三一四の一一、一三一四の二七、字鳥越一四〇六の三五、一四〇七の一、田主丸町益生田字花殿二二五六の二〇、二二五六の四一、字外野二二七三の一、八女市上陽町上横山字納又三三〇二、三三〇三の二、三三〇四、字西ノ谷三三二三の六、三三二八の三、三三三〇、朝倉市上秋月字小原二五一六の四、山田字小鹿倉一五二四の一、一五二八の一、一五二八の二、一五三〇の五、築上郡上毛町大字東上五一〇、五一七の一、朝倉郡東峰村大字宝珠山字松山二五一五、二五八一の一、二五八二の一、八女郡黒木町大字大淵字谷浦一三四二の三、一三四二の四、一三四四、一三四八の一、一三五二、一三五三、字天神山八三三八の一、八三四八の一、八三四九の一、八三五一、八三五二、八三六三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山王西筋一三一四の一一・一三一四の二七・字鳥越一四〇六の三五・一四〇七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字納又三三〇二、三三〇三の二、三三〇四、字西ノ谷三三二三の六、三三二八の三、三三三〇、字小鹿倉一五二四の一、一五二八の二、一五三〇の五、字松山二五一五、二五八一の一、二五八二の一、八女郡黒木町大字大淵字谷浦一三四二の三、一三四二の四、一三四四、一三四八の一、一三五二、一三五三、字天神山八三三八の一、八三四八の一、八三四九の一、八三五一、八三五二、八三六三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡西区市瀬字鮎返二三二（次の図に示す部分に限る。）、小倉南区大字井手浦字蛍山六八八の一、字新手六九二、朝倉市杷木星丸字尾久保二〇（次の図に示す部分に限る。）、字榎谷八〇、八一（次の図に示す部分に限る。）、杷木松末字鳥越九六一の二、字崩谷一三五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字崎山一五六一、一五六四、一五六五、一五六七、字中村二一四四（次の図に示す部分に限る。）、飯塚市馬敷字ヲサコ谷一一五の二、一一一六、一一一五の一・一一七・田川郡添田町大字野田字社森一六二八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中元寺字中村二六三八、二七一八、大字落合字屋形原山神森三二三四の一（次の図に示す部分